

# 令和6年度 宜野湾市保育所利用調整基準表

就学前児童数  
(H30.4.2以降生まれ) 人

【児童氏名】

点

基本指数		調整指数
父	母	

基本指数	就労	就労日数【月／週あたり】		就労時間【1日あたり】		計			
		父	母	父	母	父	母		
基本指数	被雇用者 及び 自営業	月20日以上／週5日以上	5	5	8時間以上	5	5		
		月16日～19日／週4日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4		
		月12日～15日／週3日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3		
					5時間以上6時間未満	2	2		
					4時間以上5時間未満	1	1		
		上記項目の日数及び時間に該当しない場合で、月の就労時間が64時間以上である				5	5		
		医師の診断書による就労制限有（※加算対象となるのは就労の基準点が8点以下の場合です。） ※休憩時間は就労時間に含む。				2	2		
	求職	求職活動をしている（※就労や介護・看護等に当たる時間が月64時間未満の場合も含む。）						3	3
	妊娠・出産	入所希望日時点からみて、産前3カ月前から産後8週後の翌日が属する月末に該当する 分娩予定日：令和 年 月 日（※申込児童の出産を理由に入所申込を行うことはできません。）							6
	基本指数	就学	授業（学習）日数【週あたり】		授業（学習）時間【1日あたり】		計		
			週5日以上	5	5	8時間以上	5	5	
			週4日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4	
			週3日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3	
						5時間以上6時間未満	2	2	
						4時間以上5時間未満	1	1	
上記項目の日数及び時間に該当しない場合で、月の授業（学習）時間が64時間以上である ※通学制の場合、授業の間の拘束時間は授業（学習）時間に含む。 ※通信制の場合は、オンライン授業や学校の課題に費やしている時間のみを授業（学習）時間として計算する。 ※通学・通信制どちらの場合についても、自習時間は授業（学習）時間に含まない。					5	5			
疾病・障がい	診断書	※診断書と手帳等の両方がある場合は、指数の高い方を基準点とする。							
		① 病状等から該当するもの			② 日常生活及び子どもの世話へ該当するもの				
		a. <input type="checkbox"/> 2	c. <input type="checkbox"/> 4	I. <input type="checkbox"/> 2	III. <input type="checkbox"/> 4				
		b. <input type="checkbox"/> 3	d. <input type="checkbox"/> 5	II. <input type="checkbox"/> 3	IV. <input type="checkbox"/> 5				
	身体・精神障がい者手帳	1・2級 <input type="checkbox"/> 10	3級 <input type="checkbox"/> 8	4級以下 <input type="checkbox"/> 6					
	療育手帳	A1・A2もしくはB1 <input type="checkbox"/> 10	B2 <input type="checkbox"/> 8						
看護・介護	<input type="checkbox"/> 身体・精神障がい者手帳1・2級	<input type="checkbox"/> 療育手帳A1・A2・B1	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証要介護5	<input type="checkbox"/> 診断書⑥⑦	10	10			
	<input type="checkbox"/> 身体・精神障がい者手帳3級	<input type="checkbox"/> 療育手帳B2	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証要介護3・4	<input type="checkbox"/> 診断書④⑤	8	8			
	<input type="checkbox"/> 身体・精神障がい者手帳4級以下	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証要介護1・2	<input type="checkbox"/> 診断書③		6	6			
	<input type="checkbox"/> 診断書②				4	4			
災害	家屋等が災害を受け、復旧にあたっている						10	10	
その他	<input type="checkbox"/> 不在（※本島内にいない） <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離別（※離婚前提の証明ができる別居を含む） <input type="checkbox"/> 市長が特に認めた場合（※養育困難等）						10	10	
調整指数	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯（※戸籍上、ひとり親世帯であることが確認できる場合）						6		
	<input type="checkbox"/> 準ひとり親世帯（※保護者が本島外で就労している等）						2		
	<input type="checkbox"/> 若年世帯（※父母のいずれかが、令和6年4月1日時点で20歳未満）						2		
	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯						2		
	<input type="checkbox"/> 多子世帯（※同一世帯、かつ、未就学児が3人以上）						1		
	<input type="checkbox"/> 申込児童のきょうだい既に認可保育施設に在園（※認定こども園1号を含む）しており、令和6年4月以降も引き続き在園が見込まれる【新規申込の場合】						1		
	<input type="checkbox"/> きょうだい同時新規申込（※転園申込児童は除き、多胎児同時申込の場合は右記加算点よりさらに+1）						1		
	<input type="checkbox"/> 宜野湾市が支給認定しており、令和6年3月に在園している地域型保育事業所を卒園予定の児童（※令和6年度期間内申込のみ適用。また、市内連携施設への入所が内定している場合は申込できません）						20		
	<input type="checkbox"/> 里親世帯						20		
	<input type="checkbox"/> 認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設で保育士・幼稚園教諭・地域限定型保育士・子育て支援員・看護師（正准）・保健師・小学校教諭・養護教諭（すべて有資格者）として保育養護業務に従事している（※採用予定含む）						6		
	<input type="checkbox"/> 希望する保育施設に入所できない場合は、育休延長も許容できる（※保護者からの申し出があった場合のみ適用する）						-20		
	<input type="checkbox"/> 虐待やDVの恐れがあり、児童相談所等からの意見書等により、社会的養護の必要があると認められる（※児童福祉の観点及び世帯の状況から優先度を判断する）								
	<input type="checkbox"/> 過去に虚偽の申請をしたことがある方（※課内協議の上、減点する指数を決定します）								
<input type="checkbox"/> 現年度分・過年度分滞納月が2ヵ月分あれば-2点、それ以上に滞納している場合は滞納月1ヵ月分ごとに-2点（※指数の減点については、入所審査時点の申込児童本人及び在園している、もしくは、卒園したきょうだいの保育料収納状況により行う）									